平成２５年（フ）第３５７６号
大阪府枚方市星丘１丁目17番８―202号
債務者　北方　朋宏
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２９号
大阪市東淀川区豊新５丁目16番27―505号
債務者　糸井裕幸こと　梁　　昌高
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目４番９―503号
債務者　横畠　一雄
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９３号
大阪府寝屋川市点野５―８―７　ハイツ山下401号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市点野４丁目８番14号
債務者　何谷　昌平
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９５号
大阪市北区国分寺２丁目３番９号　サンレスポワール201号室
債務者　皆川福姫こと　徐　　福姫
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０４号
大阪市東淀川区西淡路４丁目25番69号　ハイツ上新Ⅲ201号
債務者　村田貴美枝
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３８９号
さいたま市西区大字植田谷本406番地４
破産者　有限会社小山内装
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８８号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番15号
破産者　株式会社ウイルコーポレーション
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
福島県郡山市咲田２丁目22番20号　サーパス咲田1301号
破産者　作田　雅明
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
福島県郡山市咲田２丁目22番20号　サーパス咲田1301号
破産者　作田由美子
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
栃木県大田原市佐良土675番地
破産者　有限会社生田目商店
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９９号
栃木県日光市瀬尾172番地３、前住所栃木県大田原市佐良土682番地１
破産者　生田目マツ
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１００号
栃木県宇都宮市東宿郷２丁目８―８　ホテルジュラム、破産手続開始決定時の住所栃木県大田原市佐良土682番地１
破産者　生田目泰輔
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５８９号
岡山市北区新屋敷町１丁目10番22号ブランカ新屋敷404、旧住所千葉県柏市柏５丁目11番16号サザンクロス202号
破産者　渡邊　一矢
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
岡山市北区七日市西町４番５号
破産者　今坂　公子
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
岡山市南区藤田2260番地２
破産者　辻　　秀幸
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７号
大分県竹田市大字小塚1544―３、住民票上の住所熊本県天草市牛深町2286―40
破産者　堀田浩一朗
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２９号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4151番地５
破産者　農事組合法人技農社
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4151番地５
破産者　有馬　四男
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係